香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	平成28年10月3日 13時25分~15時55分		
出	席	状	況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数3人
				労働者を代表する委員	出席 3 人	定数3人
				使用者を代表する委員	出席 3 人	定数3人
主	要	議	題	1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低賃金について(金額審議)		
議	事	要	山口			

1 金額審議について

前回の続きとして、金額提示を求めたところ、

労働者側 第1回提示額 : 831円 (+26円)

根拠 : 県最賃との比率指数 1.12(倍)を目標

使用者側 第1回提示額: 817円 (+12円)

根拠 : 香川県の中・小企業の賃金の上昇率 1.56%に805円(電気の

特定最低賃金額)を乗じた額。

公益側より再考を求めたところ

労働者側 第2回提示額 : 827円 (+22円)

根拠: 香川県最低賃金の目安額を尊重

使用者側 第2回提示額 : 819円 (+14円)

根拠: 香川県の製造業の上昇率 1.8%に 805円を乗じた額。

公益側より再度再考を求めたところ

労働者側 第3回提示額 : 825円 (+20円)

使用者側 第3回提示額 : 820円 (+15円)

労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえないが、審議も尽くしており、双方より公益側に一任するとの申出があったので、公益案:+17円時間額822円を提示したところ、異議なく全会一致で決定。直ちに香川労働局長あて答申された。